

一般社団法人信州あなんトータルマーケティング定款

平成21年3月27日 作成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人信州あなんトータルマーケティングと称する。

(目 的)

第2条 この法人は、産業の再生及び外貨の獲得による地域住民の収入の増加を図り、暮らしを豊かにすることを目的とし、次の事業を行なう。

1. 農林水産物の生産拡大に関する事業
2. 特産品の開発に関する事業
3. 農林水産物、特産品の出荷及び販売の企画に関する事業
4. 商工業の振興に関する事業
5. 観光の振興に関する事業
6. 農山村の景観保全に関する事業
7. 農山村と都市との交流促進に関する事業
8. 公共施設の管理運営受託に関する事業
9. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を長野県下伊那郡阿南町東條120番地1に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、主たる事務所の掲示板に掲載してする。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(社 員)

第6条 当法人は、社員をもって構成する。

② 社員は、当法人の事業に賛同し入社した個人又は団体とする。

(入 社)

第7条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第8条 社員は、社員総会で定める額の社費を支払わねばならない。本条の社費は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第27条に規定する経費とする。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第10条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

1 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

- 2 死亡又は解散
- 3 総社員の同意
- 4 除名

第3章 社員総会

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 社員の除名
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 4 定款の変更
- 5 解散
- 6 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い副理事長がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、議決権は、社員1名につき1個とする。

② 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- 1 社員の除名
- 2 監事の解任
- 3 定款の変更
- 4 解散
- 5 その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第16条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成

し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、15名以内とする。

(理事の資格)

第20条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第21条 当法人の監事の員数は、2名以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第22条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第23条 当法人に理事長1名、副理事長2名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- ② 理事長は、法人法上の代表理事とする。
- ③ 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。
- ④ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事及監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、別に定める「旅費規程」により旅費を支給することができる。

第5章 理事会

(権 限)

第26条 理事会は、次の職務を行なう。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 理事長、副理事長の選定及び解職

(招 集)

第27条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第28条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第32条 理事長及び副理事長は、6か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第35条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については定時社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（計算書類等の備置き）

第36条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不配当）

第37条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第7章 解散及び清算

（解散の事由）

第38条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- 1 社員総会の決議
- 2 社員が欠けたとき
- 3 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- 4 破産手続開始の決定
- 5 裁判所の解散命令

（残余財産の帰属）

第39条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、長野県下伊那郡阿南町に帰属する。

第8章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第40条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

〈略〉

(設立時の役員)

第41条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

〈略〉

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第43条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人信州あなんトータルマーケティングを設立のため、設立時社員〈略〉外8名の定款作成代理人である〈略〉は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成21年3月 日

〈略〉

上記設立時社員9名の定款作成代理人

〈略〉